

稲沢市立平和中学校 いじめ防止基本方針（概要版）

1 いじめ防止の基本的な考え方

「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という共通認識のもと、教職員が日頃から生徒のささいな兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していく。自己指導能力を育てるために丁寧な生徒理解に努め、互いに認め合える人間関係づくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

2 いじめの防止等に関する具体的な取組

未然防止の取組

- 互いに認め合い、ともに成長できる学級づくり・学校づくり
- 自己指導能力の育成
- 自己肯定感を育む授業づくり
- 道徳教育・人権教育の充実
- 命の大切さや相手を思いやる心の醸成
- 情報モラル教育の推進

早期発見の取組

- 相談しやすい環境づくりに努める
- 生徒の小さなサインを見逃さないよう努める
 - ・ アンケートや生活ノート
 - ・ 定期的な教育相談
- 生徒理解やいじめに対する教職員の資質向上のための校内研修

いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」

- 事実の把握、問題解消にむけた指導・支援体制の組織
- 教職員の共通理解を図り、いじめ防止に努める
- いじめ防止対策の検証と改善策の検討
- 外部の専門家、関係機関との連携

いじめに対する措置

- 被害生徒を守り通すという強い姿勢
- 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援
- 教職員の共通理解、保護者の協力
- スクールカウンセラー、その他関係機関との連携
- 集団へのはたらきかけ
- 再発防止への取組

重大事態への対応

- 組織として迅速かつ丁寧な対応
- 教育委員会への報告
- 事実に関する調査と報告
- 再発防止にむけ必要な措置を講じる

3 学校の取組に対する検証・見直し

- PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACT）で見直し、実効性ある取組
- いじめに関する項目を盛り込んだアンケートによる検証
 - ・ 教職員と保護者（7月・11月）

4 その他

- 稲沢市いじめ防止資料「いじめのない学校・学級づくり！」の活用
- 保護者、地域、小学校、関係機関との連携（ボランティア活動 資源回収）
- 豊かな心を育む取組（職場体験学習）

稲沢市立平和中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、見えない所で被害が発生している場合もある。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校は何より、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己有用感や自己肯定感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。また、TPOに応じてどのような行動が適切か、自分で考えて、決めて実行する能力、すなわち自己指導能力を育てるために、教職員は日頃から生徒一人一人に目をむけ、生徒理解に努める。さらに、いきいきとした学級、学校づくりを推進し、家庭や地域との連携を強化していく。

2 いじめ防止対策組織の設置

(1) いじめ・不登校対策委員会

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、担任、スクールカウンセラー等を加える。

① いじめ防止対策組織の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、生徒指導だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ 教職員がいじめを発見、又は相談を受けた場合は、「いじめ・不登校対策委員会」において、当該いじめに係る情報を共有し、事実関係を確認のうえ、組織的に対応方針を決定する。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、当該いじめの被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察するなど、継続的な指導・支援を行い、再発防止に努める。

(2) 生徒指導部会

教務主任、校務主任、生徒指導主事、学年の生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成し、問題行動を含むいじめの可能性のある事案や、いじめにつながる可能性のある事案についての対応を検討し、検討内容を文書で回覧、いじめ・不登校対策委員会にて報告をする。

いじめやいじめにつながる事案が発生した時は、事案ごとに対応に係る記録を作成し、口頭報告をするとともに、文書を回覧して内容を共有する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ① 生徒同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ② 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さを再認識するとともに、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 道徳教育やケータイ・スマホに関する安全教室を行うなど情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめに生徒が巻き込まれないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① 教職員と生徒との温かい人間関係づくりや、教職員と保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ② いじめアンケートや教育相談を定期的実施するとともに、生活ノート等を通して生徒とのコミュニケーションを図り、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ③ スクールカウンセラーと連携したり、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介したりし、生徒が悩みを相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ② 被害生徒を徹底して守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや医師等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて教育委員会や警察署、法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家や関係機関を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、教育委員会へ報告するとともに、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。さらに、調査結果を踏まえ再発防止に向けた措置を検討し、実施する。

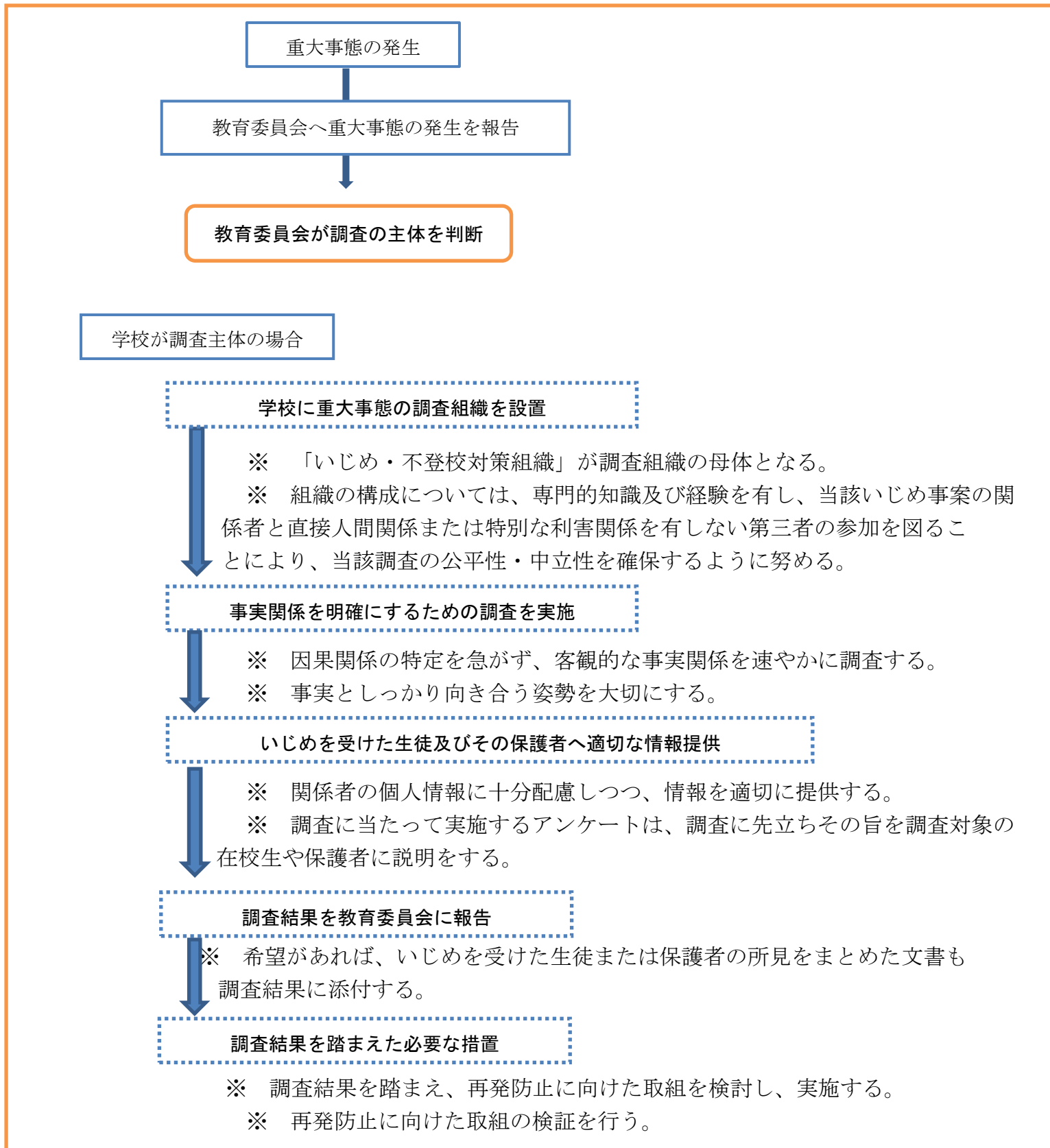
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACT）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回（7月、11月）実施し、「いじめ・不登校対策委員会」で、評価結果を踏まえて、いじめに関する取組の検証を行い、改善を図る。

6 その他

- (1) 稲沢市いじめ防止資料「いじめのない学校・学級づくり！」（稲沢市教育委員会、稲沢市いじめ・不登校対策委員会作成）を参考に、いじめ防止に取り組む。
- (2) いじめ防止に関する校内研修を実施し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (4) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<参考資料 取組の年間計画例>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○生徒、保護者へ相談室やSC、心の教室相談員の周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会、学年懇談会での「学校いじめ防止基本方針」の説明
5月			○現職授業研究		
6月	C ↓ A	○現職研修①「生徒理解と学級づくり」	○現職授業研究 ○情報モラル指導（ネットモラル） ○「アセス」による生徒理解と情報共有	○教育相談・いじめアンケート ○教育相談週間	○学校公開日・公開部活動
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○ピア・サポートの実践	○生徒への学校評価アンケート	○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
8月	P ↓ D	○中間評価→検証	○職場体験学習（2年）		
9月			○学校祭 ○若狭宿泊学習	○身体測定	
10月	C ↓ A	○現職研修②（ケーススタディ）	○現職授業研究 ○修学旅行		○学校公開日 ○学校評議員への学校行事・授業の公開
11月			○現職授業研究 ○薬物乱用防止教室 ○「アセス」による生徒理解と情報共有	○教育相談・いじめアンケート ○生徒への学校評価アンケート ○教育相談週間	○学校公開日（総合的な学習発表会・芸能鑑賞会）
12月	P ↓ A	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話） ○ピア・サポートの実践		○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月				○身体測定	
2月	P ↓ A	○自己評価	○3年生を送る会 ○ピア・サポートの実践 ○「アセス」による生徒理解と情報共有		
3月		○学校関係者評価の結果を検証	○立志式		○学校評議員会の評価
通年	へ	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○朝会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SC、心の教室相談員による相談 ○生活ノート	○あいさつ運動

※いじめが発生した場合の対応については、関係する教職員で共通理解を図りながら、対応していく。